

○稲わら、麦わら、もみがら及びもみがらくん炭を土壌改良資材として利用する場合の取扱い

副産物	対象地域				利用の判断に用いるデータ	青森県産のものにおける考え方
	平成 24 年産の 稲及び麦に由来 するもの	平成 25 年産の 稲及び麦に由来 するもの	平成 26 年産の 稲及び麦に由来 するもの	平成 27 年産の 稲及び麦に由来 するもの		
稲わら	飼料用稲わらの 調査対象 17 都 県	飼料用稲わらの 調査対象 6 県	飼料用稲わらの 調査対象 3 県	飼料用稲わらの 調査対象県 (「検査計画、出 荷制限等品目・ 区域の設定・解 除の考え方」(平 成 23 年 4 月 4 日 付け原子力災害 対策本部決定) に基づき玄米の 放射性物質検査 を行う区域を含 む県)	飼料用稲わらの放射性セシウム濃度 (水分含有量を製品重量ベースに換 算)	○平成 24 年産 玄米検査で不検出、稲わら検査で不検出⇒ 使用可能
						○平成 25 年産 調査対象外⇒使用可能
						○平成 26 年産 調査対象外⇒使用可能
						○平成 27 年産 調査対象外⇒使用可能
麦わら	夏作飼料作物等 の調査対象 8 県	夏作飼料作物等 の調査対象 2 県	夏作飼料作物等 の調査対象 1 県	夏作飼料作物等 の調査対象県 (前年産の飼料 作物のモニタリ ング調査におい て、暫定許容値 の 1/2 を上回る 放射性セシウム が確認された地 域を有する県)	飼料用麦わらの放射性セシウム濃度 (水分含有量を製品重量ベースに換 算)	○平成 24 年産 調査対象外→自粛対象外⇒使用可能
						○平成 25 年産 調査対象外⇒使用可能
						○平成 26 年産 調査対象外⇒使用可能
						○平成 27 年産 調査対象外⇒使用可能

もみがら	玄米の検査対象 17 都県	玄米の検査対象 5 県	玄米の検査対象 3 県	玄米の調査対象 県 (「検査計画、出荷制限等品目・区域の設定・解除の考え方」(平成 23 年 4 月 4 日付け原子力災害対策本部決定)に基づき玄米の放射性物質検査を行う区域を含む県)	①もみがらの放射性セシウム濃度推計値 (玄米の放射性セシウム濃度×加工係数 3) 又は ②もみがらの放射性セシウム濃度実測値	○平成 24 年産 玄米検査で不検出、稲わら検査で不検出⇒ 使用可能
						○平成 25 年産 調査対象外⇒使用可能
						○平成 26 年産 調査対象外⇒使用可能
						○平成 27 年産 調査対象外⇒使用可能
もみがらくん炭	玄米の検査対象 17 都県	玄米の検査対象 5 県	玄米の検査対象 3 県	玄米の調査対象 県 (「検査計画、出荷制限等品目・区域の設定・解除の考え方」(平成 23 年 4 月 4 日付け原子力災害対策本部決定)に基づき玄米の放射性物質検査を行う区域を含む県)	①もみがらくん炭の放射性セシウム濃度推計値 (玄米の放射性セシウム濃度×加工係数 10) 又は ②もみがらくん炭の放射性セシウム濃度実測値	○平成 24 年産 青森県産玄米の放射性セシウム濃度測定の際の定量下限値 ⇒5.0Bq/kg (セシウム 134、137) 青森県産もみがらを原料としたくん炭の放射性セシウム濃度推計値 ⇒5.0Bq/kg*2 (セシウム 134、137) *10 =100Bq/kg<400Bq/kg (土壌改良資材の暫定許容値) 使用可能
						○平成 25 年産 調査対象外⇒使用可能

